

手術台（ゲティンググループジャパン株式会社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における手術台（ゲティンググループジャパン株式会社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「発注者」、受託者を「受注者」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機種

- ①1150 アルファマッケ手術台（コラム 1150.01C0）× 2 台 SN：602、2340
- ②1150 アルファマッケ手術台（テーブルトップ 1150.10A0）× 2 台 SN：1931、1934
- ③1150 アルファマッケ手術台（テーブルトップ 1150.30B0）SN：1207
- ④1150 アルファマッケ手術台（テーブルトップ 1150.30A0）SN：93
- ⑤1160 オーテサス手術台（コラム 1160.01D0）× 3 台 SN：580、604、583
- ⑥1160 オーテサス手術台（テーブルトップ 1160.10B0）SN：640

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 2 京都市立病院 手術室

3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 契約条件

(1) 業務の内容

- ア 定期点検年 1 回
- イ 緊急故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

- ア 受注者は、点検実施予定表を令和 7 年 1 0 月末日までに発注者の事務局契約担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、発注者受注者協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。
- イ 受注者は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。
- ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。
- エ 受注者は、保守点検終了後速やかに、受注者の所定の様式により実施結果の報告書を発注者の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。
- オ 受注者は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは、関係部署に診療行為において支障がないよう速やかに出張したうえで、点検、調整、修理等を行うこと。
- カ 故障の修理に時間がかかる場合等、発注者の業務に支障をきたす場合は、受注者は代替器等で対応するが、費用に関しては別途協議のうえ、対応すること。
- キ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

定期保守点検にかかる費用、⑤、⑥のオンコール時の作業費、出張費及び、パーツ

交換の費用の70%。①、②、③、④はスポット点検費用のみ。

(4) 本契約に含まれない費用の内訳

ア 故障時の修理交換部品 (①、②、③、④)

イ アクセサリー類の消耗品関係

(5) 委託料の支払

発注者は、各年度の委託業務完了後、受注者の請求により、当該年度相当分の委託料を一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者受注者協議のうえ、そのつど決定するものとする。